「北海道防災対策基本条例」改正の方向性について

最終報告書

平成25年10月

北海道防災会議

北海道防災対策基本条例改正専門委員会

はじめに

「北海道防災対策基本条例」は災害に強い地域社会を実現するため、平成21 年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

条例附則では「5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる」とされており、また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、防災を取り巻く社会情勢等が大きく変化していることなどから、平成25年5月17日に北海道知事から「条例改正の方向性」について、北海道防災会議に対し諮問がありました。

これを受け、北海道防災会議においては、同年5月30日に10名の専門委員からなる「北海道防災対策基本条例改正専門委員会(佐々木貴子座長)」を設置し、6月から10月にかけ4回の会議を開催し、東日本大震災から得られた教訓や災害対策基本法の改正などを踏まえ、現状の課題や改正条例が目指す姿について検討を行うとともに、道内各地において、防災関係者を対象に開催した地域意見交換を経て、「最終報告書」を取りまとめましたので、答申するものです。

目 次

I I	検討に当たっての基本的考え方 ····································	·····3 ·····5
▥	改正条例の目指す姿 ····································	6
1	災害想定の見直しと減災の徹底	
) あらゆる事態を想定した防災・減災対策の見直し) 「減災」の徹底	6
)「減災」の徹底	
) 多様な主体の視点の反映 ····································	
2	防災教育の強化	
)防災教育の充実強化 ····································	9
)防災・減災情報の充実 ····································	9
)災害教訓の伝承······)防災・減災知識の普及啓発······	10
() 防災・減災知識の音及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
3	互いに助け合う地域づくり	
()地域コミュニティにおける防災力の向上	11
()被災者等への情報伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
)ボランティアやNPOの育成と受入体制の整備	12
()避難行動要支援者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	行政機能の強化と広域応援	
()道・市町村の組織体制の強化	13
)関係機関の情報共有と連携強化	13
()広域応援・受援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
5	総合的な防災・減災対策の推進	
()「防災の主流化」の考え方の導入	15
()実施計画の策定	15
()財政措置······	15
()災害からの復旧・復興	16
)災害検証·····	
() 積雪寒冷期の防災・減災対策の強化	17
参	考資料	18

I 検討に当たっての基本的考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、一度の災害で戦後最大の人命が失われ甚大な被害をもたらすなど、これまでの防災対策のあり方に大きな課題を残した。

また、近年、本道に大きな被害を与えている局地的な大雨や大雪、暴風雪、 竜巻などの自然災害に対しても、これまで以上に備えなければならない。

こうしたことから、東日本大震災を教訓に、本道においても発生が危惧される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のうち、切迫性が高いとされる根室沖・ 釧路沖の地震や津波による被害が最も大きいとされる「500年間隔地震」など大規模災害にも強い地域づくりを推進するため、北海道防災対策基本条例の見直しの方向性について検討した。

【500年間隔地震】

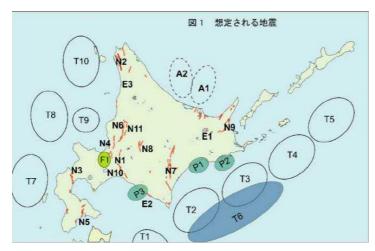
根室地域から十勝地域にかけての津波堆積物調査の結果、この地域では過去約6,500年間に10数回の巨大津波が発生したことが確認されている。この約500年間隔の津波堆積物に対応した地震(「500年間隔地震」)についての地震動は明らかではないが、津波の資料から見れば、この地震は根室半島から十勝沖の領域までまたがって繰り返し発生したプレート間地震と考えられている。中央防災会議によれば、M8.6の超巨大地震が予想されている。直近のものは17世紀初めに発生しており、既に約400年経過していることから、ある程度切迫性があるとみられている。

地震の規模:M8.6

被害想定: 死者約900人(被害が最大のケース=冬期、避難意識が低い場合)

建物被害約4,500棟(構造物の効果がない場合)

(北海道地域防災計画から抜粋)



T2=十勝沖地震 T3=根室沖地震 T6=500年間隔地震 (北海道地域防災計画)

■東日本大震災の教訓

東日本大震災からは、多くの教訓が生み出されたが、北海道の防災対策において重要と思われる4つの教訓から条例の見直しの方向性について検討した。

教訓 1 想定を超えた大災害の発生

・防潮堤の決壊などハード対策の限界

あらゆる事態を想定した防災・減災対策の見直し 被害の最小化を図る「減災」の徹底 ハードとソフトの組み合わせによる防災・減災対策の多重化 多様な主体の視点の反映

教訓2 住民の命を救った防災教育

・防災教育や災害教訓の伝承などによる迅速な避難

防災教育の充実強化 防災・減災情報の充実 災害教訓の伝承、防災・減災知識の普及啓発

教訓3 避難生活を支えたもの

・地域コミュニティの重要性、被災者への情報、ボランティアの支え

地域コミュニティにおける防災力の向上 被災者等への情報伝達 ボランティアやNPOの育成と受入体制の整備 避難行動要支援者への支援

教訓4 行政機能の喪失

・庁舎の壊滅的被害や職員の被災により行政機能が喪失・低下

道・市町村の組織体制の強化 関係機関の情報共有と連携強化 広域応援・受援体制の整備

教訓を生かし総合的な防災・減災対策を推進するために

「防災の主流化」の考え方の導入 実施計画の策定、財政措置、災害からの復旧・復興 災害検証、積雪寒冷期の防災・減災対策の強化

Ⅱ 改正条例の目指す姿

災害に強くしなやかな地域社会の構築 ~北海道の災害文化の醸成~

海に囲まれ、広大な大地、北海道に住む私たちは、日々の生活の中で、 常に防災・減災を考えた行動をし、自らの命を自らが守るという強い意志 を持ち、たとえ大規模な災害に見舞われても、地域において、様々な人や 組織が互いに助け合う社会を創り上げなければなりません。

「災害に強くしなやかな地域社会」とは、災害の発生を防ぎきることは 不可能であるとの基本認識に立ち、たとえ大規模な災害が発生しても、柳 の枝のように折れることなくしなやかに受け止め、立ち直る地域社会を意 味しています。

そのため、平常時、災害時を問わず、災害対策のあらゆる分野において、 生命・身体を守りつつ、被害を最小化する「減災」の考え方を徹底すると ともに、大規模な災害へも対応しうる防災・減災対策を推進するため、次 の事項について条例改正を行うよう提言します。

- 〇「災害想定の見直しと減災の徹底」
- 〇「防災教育の強化」
- 〇「互いに助け合う地域づくり」
- 〇「行政機能の強化と広域応援」
- ○「総合的な防災・減災対策の推進」

さらに防災・減災対策は持続させることが重要であり、自然環境や社会情勢の変化に対応するため、長期的・総合的な視点による災害対策の「検証」の仕組みを創るとともに、道民の方々が無理なく続けられるよう、生活や地域社会の中に防災・減災の視点を取り入れる工夫などにより、「北海道の災害文化の醸成」を目指します。

Ⅲ 答申事項

1 災害想定の見直しと減災の徹底

教訓1 想定を超えた大災害の発生

・防潮堤の決壊などハード対策の限界

防災・減災対策は、自助(道民が自らの安全を自らで守ることをいう。)、 共助(道民等が地域において互いに助け合うことをいう。)及び公助(道、市 町村及び防災関係機関が実施する対策をいう。)の効果的な推進と道民、道、 市町村、防災関係機関の適切な役割分担による協働に加え、次に掲げる事項 を基本理念として行われるべきである。

(1) あらゆる事態を想定した防災・減災対策の見直し

あらゆる事態を想定し、最新のデータや知見を防災・減災対策に反映させるため、防災関係機関や研究機関との連携を強化し、速やかな対策を実施できるように努めるべきである。

- 東日本大震災では想定を上回る大規模な複合災害(地震・津波災害、原子力発電 所事故災害)が発生したことを踏まえ、北海道においても、災害に関し、あらゆる 事態を想定する必要がある。
- 近年、本道に大きな被害を与えている局地的な大雨や大雪、暴風雪、竜巻などの 自然災害や、今後新たな事象が発生した場合にも迅速かつ適切な対策を実施する必 要がある。
- 本道においても発生が危惧される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震のうち、切 迫性が高いとされる根室沖・釧路沖の地震や津波による被害が最も大きいとされる 「500年間隔地震」などを、広く道民に周知する必要がある。
- 最新のデータや知見を防災・減災対策に反映させるため、防災関係機関や大学、 各種研究所、試験場などの研究機関との連携をさらに強化する必要がある。

(2) 「減災」の徹底

災害の発生を防ぎきることは不可能であるとの基本認識に立ち、災害対策のあらゆる分野で予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の一連の取組を通じて、生命・身体を守りつつ、被害を最小化する「減災」の考え方を徹底するべきである。

〈説明等〉

- 〇 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正において「災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること」という「減災」の考え方が明確化されたこと、また、北海道地域防災計画において既に「減災」を基本方針としていることから条例においても「減災」の考え方を導入する必要がある。
- 「減災」は、被害を少しでも減らす取り組みであり、住民が行う水や飲食等の備蓄や、自主防災組織などが行う防災訓練や避難所の適切な運営、仮設住宅の見守り支援、行政が行う防災施設の建設や防災教育などあらゆる対策がある。
- 〇 「減災」は予防対策のみならず、「応急対策」「復旧」「復興」の災害に関するすべての時間軸において徹底する必要がある。
- 被害の発生を完全に防ぐという「防災」だけでなく「減災」の視点を加え、「生命」、 「身体」のみならず、道民の「財産」を災害から保護するという道の責務を果たす 必要がある。

(3) ハードとソフトの組み合わせによる防災・減災対策の多重化

防災・減災対策は、各主体がハード対策とソフト対策を適切に組み合わせることにより、多重化するべきである。

- 防災・減災対策を推進するためには、建築物の耐震化や防災施設の建設等の「ハード」対策と都市計画、土地利用施策、防災教育、防災訓練等の「ソフト」対策を 適切に組み合わせる必要がある。
- 災害に対しては一つの対策で被害を防ぎきることは困難であり、各主体における 防災・減災対策の多重化が必要である。
- 防災・減災対策は、災害による被害を抑止するための「抵抗力」と、災害から迅速に立ち直るための「回復力」を高めることを総合的に推進することにより実施するべきである。

(4) 多様な主体の視点の反映

防災・減災に係る意思決定過程等において、男女両性の視点に立つとともに、 要配慮者、旅行者など多様な主体のニーズを踏まえた防災・減災対策に取り組む べきである。

〈説明等〉

- 避難所の運営や各種計画の策定など防災・減災に係る意思決定過程等において、 男女両性の視点に立つ必要がある。
- 要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者)に配慮する必要がある。

【災害対策基本法の定義】

従来使用していた「災害時要援護者」についてはもともと法律上の文言ではなく、 今後、法に基づくものについては「要配慮者」等を使用する。

- ・「要配慮者」: 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- ・「避難行動要支援者」: 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
- 観光地である北海道においては、「旅行者」の視点が重要である。

2 防災教育の強化

教訓2 住民の命を救った防災教育

・防災教育や災害教訓の伝承などによる迅速な避難

(1) 防災教育の充実強化

防災教育においては、例えば「釜石の奇跡」が示すように、日ごろの防災教育での学びを生かして、主体的に行動し、自らの命を自ら守ることをはじめ、正しい防災・減災知識、日ごろの備え、災害時の行動、ボランティアの必要性などを学ぶことができるよう、家庭はもとより、幼稚園、保育所、学校、地域、職場等さまざまな場面において充実強化を図るべきである。

〈説明等〉

- 「津波てんでんこ(津波が来たらてんでんばらばらに逃げる)」の教えが多くの命を救った「釜石の奇跡」が示すように、形だけではない、命を救うことに原点をおいた防災教育を行う必要がある。
- 幼少期からの防災教育は重要であり、家庭はもとより、幼稚園、保育所、学校においても取り組む必要がある。その際は、災害の脅威を強調するだけではなく、遊びの視点を取り入れるなどの工夫が必要である。
- ボランティアの必要性について学び、地域での支えあいを育む「福祉教育」や「企業における防災教育」も重要である。

(2) 防災・減災情報の充実

市町村・道・防災関係機関は、防災・減災対策に必要な情報を様々な方法で、 分かりやすく、道民等へ積極的に周知するべきである。

- ハザードマップ、各種計画、各種マニュアル、パンフレットなどを作成し、防災・減災に関する情報を充実させる必要がある。
- O 防災・減災情報については、作成にとどまらず、道民等へ積極的に周知するとともに、 印刷物やインターネットなどにより道民等が必要な時に入手できるようにする必要があ る。

(3) 災害教訓の伝承

過去の災害から得られた教訓を確実に後世に伝えるため、教訓を記録に残し語り継ぐことにより、次世代に引き継ぐよう努めるべきである。

〈説明等〉

- 過去の災害から得られた教訓やノウハウ、先人の教えなどを確実に後世に伝える ことにより、我々の子孫を守る必要がある。
- 〇 「奥尻島津波語りべ隊」や「洞爺湖有珠火山マイスター」などのように教訓を語り継ぐことにより、次の世代に繋げていくことが必要である。

(4) 防災・減災知識の普及啓発

防災・減災知識の普及啓発においては、すべての道民が無理なく取り組めるよう、生活や地域社会の中に防災・減災の視点を取り入れるなどの工夫や防災訓練により、防災・減災意識を高めるよう幅広く啓発するべきである。

- 防災・減災に関心の低い人たちに対し関心を引く工夫が重要である。
- 教える人と学ぶ人の役割が柔軟に入れ替わり、共に作り上げていく「協働的実践」 の防災学習が必要である。
- 〇 例えば「住まいの整理整頓」や「家族の外出先の相互確認」、「地域のイベント」 など、防災・減災に関する活動を生活の中にしみ込ませる考え方が有効である。
- 道民等は地域で開催される防災訓練に積極的に参加する必要がある。
- 〇 「防災の日(9/1)」、「津波防災の日(11/5)」、「防災とボランティアの日(1/17)」 などを活用して道民の機運を高める工夫が必要である。

3 互いに助け合う地域づくり

教訓3 避難生活を支えたもの

・地域コミュニティの重要性、被災者への情報、ボランティアの支え

(1) 地域コミュニティにおける防災力の向上

地域の防災力を高めるため、自主防災組織や地域の学校・事業者など地域コミュニティによる取り組みが重要であることから、防災・減災活動を通した地域の活性化と豊かな人間関係づくりを推進するべきである。

また、市町村及び道は地域の防災リーダーの育成を図るとともに地域コミュニティにおける防災力を向上させるため、必要な措置を講ずるべきである。

〈説明等〉

- 災害に強くしなやかな地域社会をつくるため地域コミュニティの維持・活性化が 重要である。
- 「自主防災組織」に代表される地域が支えあう仕組みをつくる必要がある。
- 市町村及び道は「地域防災マスター」など地域の防災リーダーの育成や地域が自 主的に活動できるよう必要な措置を講ずる必要がある。
- 防災・減災対策は、自助、共助、公助をバランスよく組み合わせて総合的に実施 する必要がある。

(2) 被災者等への情報伝達

災害時において、被災者等へ情報を迅速かつ確実に伝えることができるよう、 情報伝達手段の多重化・多様化の推進を図るべきである。

- 災害時には、被災者はもとより、情報を必要とするあらゆる人や地域に迅速かつ確実 に情報を伝える必要がある。
- 災害時には、「ラジオ(コミュニティFMを含む)」「テレビ」「有線放送」「ワンセグ放送」「新聞」「広報車両」「インターネット」「防災行政無線」「電子メール」などあらゆる 広報媒体を活用する必要がある。
- 東日本大震災では「電子メール」や「ツイッター」が有効であったように、時代に対応したツールや技術を活用する必要がある。

(3) ボランティアやNPOの育成と受入体制の整備

応急対策や復旧対策におけるボランティアやNPOの果たす役割は大きく、道内におけるボランティアやNPOの育成支援と災害時における道内外からの受入れ・調整を円滑に行うための体制をあらかじめ整備すべきである。

〈説明等〉

- ボランティアやNPOの活動は、その自主性を最大限尊重する必要がある。
- 社会福祉協議会やNPOを中心とする「災害ボランティアセンター」の設置や「災害ボランティアコーディネーター」の養成、調整を円滑に行うための体制をあらか じめ整備すべきである。
- 災害発生時にはボランティアやNPOに対し、適切な情報発信が必要である。

(4) 避難行動要支援者への支援

要配慮者へ防災・減災に係る情報提供を適切に行うとともに、避難行動に支援を要する者の円滑な避難が行われるための体制を整備するべきである。

また、その避難の支援のために必要な情報共有と適切な情報管理がなされる環境づくりも必要である。

〈説明等〉

- O 要配慮者への防災・減災に係る情報提供を行う場合には、その者へ適切なかたちで提供する必要がある。
- 要配慮者のうち避難行動要支援者については、円滑な避難が行われるよう、地域で支える仕組みづくりが必要である。

【災害対策基本法の定義】

従来使用していた「災害時要援護者」についてはもともと法律上の文言ではなく、 今後、法に基づくものについては「要配慮者」等を使用する。

- ・「要配慮者」: 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
- ・「避難行動要支援者」:要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

4 行政機能の強化と広域応援

教訓4 行政機能の喪失

・庁舎の壊滅的被害や職員の被災により行政機能が喪失・低下

(1) 道・市町村の組織体制の強化

- ① 道は、防災・減災に係る組織体制の強化を図るとともに、災害時に必要な事務・事業を継続することができるよう、事前に代替施設の確保や必要な計画の策定に努めるべきである。
- ② 道は、災害発生時に、市町村、防災関係機関と連携し、救助、医療その他の災害応急対策を実施するために必要な体制を速やかに確立し、より的確に災害 応急対策を実施すべきである。
- ③ 市町村においては、道と連携しつつ主体的に取り組むべきである。

〈説明等〉

- 道は、すべての職員の防災・減災意識の向上を図るとともに、防災・減災に係る 庁内組織全体の強化を図る必要がある。
- 道は、災害発生時においても行政機能を継続させるため、代替施設の確保や業務継続計画(BCP)などを策定する必要がある。
- 現行条例では災害応急対策に関する記述が少ないため、基本的な事項については 条例に盛り込む必要がある。

(2) 関係機関の情報共有と連携強化

市町村・道・防災関係機関は、応急対策時において必要な災害情報や被害状況等の収集・共有・伝達について、体制を予め整備するとともに、訓練等により連携を強化するべきである。

- 大規模災害に対しては、防災関係機関が情報共有し、連携できる仕組みづくりが 必要であり、常に新しい技術や施策を導入する必要がある。
- 関係機関は被災市町村等へ現地情報連絡員(リエゾン)を派遣するなどして積極的な情報収集を行い、市町村等は受入体制を事前に整備しておく必要がある。

(3) 広域応援・受援体制の整備

道は、大規模な災害が発生したときに備え、人的支援や物資の供給などの広域的な「応援」や「受援」の体制を整備するべきである。

- 北海道に大規模な災害が発生した場合に想定される、警察、消防、自衛隊など防 災関係機関の応援及び支援物資の受入に関し、予め活動拠点・集積場所の候補地を 選定し、調整の手順を定める必要がある。
- 市町村が被災した場合に、周辺の市町村が応援又は後方支援する体制を整備する 必要がある。
- 振興局が被災した場合に、他の振興局が応援又は代行する体制を整備する必要がある。

5 総合的な防災・減災対策の推進

教訓を生かし総合的な防災・減災対策を推進するために

(1) 「防災の主流化」の考え方の導入

あらゆる分野・事業について「防災・減災」の観点から点検を行い、必要な資源を割り当てるなど、「防災の主流化」を図ることにより、災害に強い地域づくりを進めるべきである。

〈説明等〉

- 防災担当部署だけではなく、あらゆる分野や事業について、「防災・減災」の観点から総点検を行い、ヒト・モノ・カネなどの必要な資源を割り当てる「防災の主流化」を推進する必要がある。
- 公共施設や社会基盤(道路や港湾等)の建設、さらにはまちづくりについても防災・減災の観点から点検する必要がある。

(2) 実施計画の策定

道は、防災・減災対策を効果的に推進するために必要な指針又は計画を策定するべきである。

〈説明等〉

O 施策の目標や体系を明らかにし、指針又は計画を定め、防災・減災対策を戦略的 に推進する必要がある。

(3) 財政措置

道は防災・減災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講するよう努めるほか、その他の施策についても防災・減災の視点による検討が図られるよう努めるべきである。

- 道は防災・減災の推進のため一定の投資をしていく必要がある。
- 財政難の中、効果的に防災・減災を推進するため、様々な制度や施策を活用するなど あらゆる視点から検討する必要がある。

(4) 災害からの復旧・復興

災害からの復旧においては、災害の再発生を防止するため、原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行うなど将来の災害に備えることができるよう、被害の程度を十分検討し、適正かつ速やかに取り組むべきである。

また、大規模な災害からの復興においては、地域住民の意見を十分反映させる など、将来にわたって安全な地域づくりを円滑かつ迅速に推進するべきである。

〈説明等〉

- 現行条例では復旧・復興に関する規定がないが、災害対策に関しては、予防対策、応 急対策、復旧・復興までを一連のサイクルとしてとらえ、復旧・復興の基本理念を条例 に盛り込む必要がある。
- 復興の仕組みや事前復興の視点も重要である。

(5) 災害検証

大規模災害などに対して、これまでの個々の機関による検証だけではなく、長期的・総合的な視点による災害対策を検証する新たな仕組みを創り、その結果を的確に防災・減災対策に反映させるべきである。

- これまで各機関が個別に行っている検証は重要であり、今後も行う必要がある。
- 検証においては、「ハード対策」と「ソフト対策」双方の視点が重要である。
- 例えば「有珠山噴火」や「北海道南西沖地震」のような大規模災害については、個々の検証のほか、発生から5年、10年などの「長期的な視点の検証」や、関係機関の情報共有や連携など「総合的な視点の検証」が必要である。
- 災害の検証により、教訓を記録として残すとともに、防災・減災対策に反映させる 仕組みが必要である。
- 〇 大規模な災害については、長期的・総合的な視点による「各種計画(Plan)」、「災害対応(Do)」、「検証(Check)」、「各種計画の修正(Act)」のPDCAサイクルを確立する必要がある。

(6) 積雪寒冷期の防災・減災対策の強化

道及び市町村は、積雪寒冷という本道の地域特性に応じ、避難路及び避難場所の確保などのほか、適切な情報の提供を行うなど、積雪寒冷期における防災・減災対策を強化すべきである。

- 積雪寒冷期の避難路及び避難場所の確保等の対策に加え、災害に関する情報の提供 を行うなどして、防災・減災対策を強化する必要がある。
- 近年、本道に大きな被害を与えている局地的な大雪、暴風雪等にも適切に対処する 必要がある。

■指標からみる近年の防災対策の状況

1 災害における被害状況(北海道内)

	区分		H21		H2	2	H2	3	H24	1	H2	5
	死者・行方不明			7		12		27		39		24
人	内	大雪・雪害	(7)		(10)		(26)		(39)		(23)	
的		大雨・洪水			(2)						(1)	
被	訳	地震・津波					(1)					
害	重•	軽傷		150		222		423		466		378
	計 (人)			157		234		450		505		402

※各年1月~12月、ただしH25は1月~9月で速報値

(北海道「災害記録」)

- 2 防災に関して社会の多様な主体との連携の推進、防災に関する道民運動の推進
- 地域防災マスター認定事業

地域の防災活動リーダーとなる者を知事が認定

区	分	H20	H21	H22	H23	H24	H25. 10
認定数	(累計)	249	317	475	627	759	1, 254(男 1142、女 112)

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

- 女性の参画
 - ·北海道防災会議構成員 50人中 女性1名(H21.3現在)[知事]
 - →64人中 女性4名(H25.5現在)[知事、看護協会、日本郵便、学識経験者]

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

- 3 企業等との連携
- 企業等防災サポーターバンク事業(地域防災に関し協力可能な企業等を道が募集、登録・公表)
 - 54企業等300事業所(平成20年3月現在)
 - →65企業等826事業所(平成24年7月現在)

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

- 民間企業等との協定(道と民間企業等との報道、医療、物資、燃料、救助、葬祭、 住宅、帰宅支援、輸送等に関する協定)
 - 3 4 協定 (平成 21 年 4 月現在) → 5 6 協定 (平成 25 年 4 月現在)

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

4 自主防災組織の育成・強化

○ 自主防災組織率の推移

区分	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
世帯数	2, 618, 005	2, 637, 145	2, 654, 310	2, 670, 572	2, 685, 761
組織世帯数	1, 259, 262	1, 287, 784	1, 284, 498	1, 298, 675	1, 328, 431
全道組織率	48. 1%	48. 8%	48. 4%	48. 6%	49. 5%
全国組織率	71. 7%	73. 5%	74. 4%	75. 8%	77. 4%

(消防庁「消防防災・震災対策現況調査」)

5 災害時要援護者に対する避難支援

○ 市町村における災害時要援護者名簿の策定状況

区 分	H21	H22	H23	H24	H25
全体計画	49	68	89	100	108
全道策定率	27. 4%	38. 0%	49. 7%	55. 9%	60. 3%
全国策定率	40. 2%	63. 1%	76. 8%	83. 5%	87. 5%
要援護者名簿			49	65	79
	(121)	(140)	(150)	(155)	(162)
全道策定率			27. 4%	36. 3%	44. 1%
	(67. 6%)	(78. 2%)	(83. 8%)	(86. 6%)	(90.5%)
全国策定率			52. 6%	64. 1%	73. 4%
	(81. 7%)	(88. 7%)	(94. 1%)	(96. 7%)	(97. 7%)

(消防庁「市区町村における災害時要援護者の避難支援プラン等の策定状況調査」)※()は策定中含む。

6 避難勧告の判断・伝達マニュアルの整備

○ 市町村における避難勧告の判断・伝達マニュアルの策定状況 (H24.11.1 現在)

区分	策定済	見直し中	策定中	未着手	想定なし
水害	84 (46. 9%)	16 (8. 9%)	48 (26. 8%)	27 (17. 3%)	_
土砂災害	68 (40. 5%)	14 (8. 3%)	54 (32. 1%)	32 (19. 0%)	11
高潮災害	24 (30. 0%)	7 (8. 8%)	27 (33. 8%)	22 (27. 5%)	99
津波災害	39 (47. 0%)	14 (16. 9%)	22 (26. 5%)	8 (9. 6%)	96

(消防庁「市区町村における避難勧告等の具体的な発令基準の策定状況調査」)

7 津波浸水予測図の作成

○ 北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図(平成24年6月公表)

津波堆積物の各種調査を踏まえて推定された最大クラスの津波による波高と浸水域の想定結果を反映

○ 北海道日本海沿岸に係る津波浸水予測図(平成21年度作成)

H24 から見直しのための調査に着手、H25.3 北海道防災会議地震専門委員会報告=十分なデータが得られておらず「未解明な部分も多く本道だけではなく、日本海全体の広い領域で系統的に再検討する必要がある。」

○ 北海道オホーツク海沿岸に係る津波浸水予測図(平成22年度作成) H25 から見直しのための調査に着手

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

8 防災情報の充実

○ ハザードマップの策定状況

・洪水ハザードマップ 128市町村(H24.8現在)[策定率71.5%]

・土砂災害ハザードマップ 66市町村(H24.8現在)

・地震ハザードマップ 160市町村(H24.10現在)[策定率89.4%]

・津波ハザードマップ 74市町村(H25.4現在)[策定率91.4%]

・噴火火山ハザードマップ 20市町村(H24.8現在)

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

9 物資の備蓄

○ 市町村における物資の備蓄状況

[2	区 分 食糧		乾パン		*		缶詰	
			(食	食) (k		(kg)		(缶)
	H22	64 市町村	30 市町村	80, 043	49 市町村	25, 079	21 市町村	116, 607
	H23	75 市町村	29 市町村	122, 161	48 市町村	21, 719	21 市町村	74, 982
	H24	126 市町村	48 市町村	55, 302	72 市町村	36, 652	31 市町村	40, 549

区分	飲	料水	毛花	万等	簡易トイレ	
(L)			(木	攵)	(個)	
H22	38 市町村	65, 391	41 市町村	169, 566	54 市町村	25, 721
H23	39 市町村	202, 962	136 市町村	100, 814	52 市町村	19, 540
H24	80 市町村	1, 517, 023	160 市町村	139, 163	67 市町村	24, 267

(消防庁「消防防災・震災対策現状調査」各年4月1日現在)

10 震災訓練の実施

○ 道内市町村における震災訓練の実施状況

区		総合訓練		個別訓練			
分	回数	参加人員	団体数	回数	参加人員	団体数	
H21	44	18, 307	33	59	8, 123	40	
H22	54	21, 691	43	53	8, 550	30	
H23	60	30, 675	46	73	12, 671	36	

(消防庁「地方防災行政の現況」)

11 建築物の耐震化

- 国・道の耐震化に関する指標等
 - ・H17.3 中央防災会議「地震防災戦略」(日本・千島海溝周辺は H20.12)
 - ・H17 国土交通省「地震防災推進会議」10年間で耐震化率9割
 - ・H18.1 改正「建築物の耐震改修法」施行
 - ・H18.12 北海道「北海道耐震改修促進計画」H27 までに耐震化率 9 割

○ 住宅の耐震化状況

区分	北海道	全国	
H15	76%	75%	
H20	81%	79%	

(住宅・土地統計調査をもとに国土交通省が推計)

○ 道及び市町村の防災拠点となる公共施設等の耐震化状況

	全棟数	\$57 以降建	改修不	改修済	耐震済の棟	未改修の棟	耐震化率
区 分	A	築棟数 B	要棟数C	数 D	数 B+C+D=E	数 A-E=F	E/A
H21	9, 943	4, 919	553	516	5, 988	3, 955	60. 2%
H22	9, 976	5, 068	635	822	6, 525	3, 451	65. 4%
H23	9, 695	5, 029	636	957	6, 622	3, 073	68. 3%

(消防庁「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」各年度末現在)

○ 公立小中学校の耐震化状況

			S56年以前建築で耐震性あり及	
区 分 全棟数 S57 以降 び既に補強		び既に補強済の棟数	耐震化率	
H22	5, 878	2, 553	1, 012	60. 6%
H23	5, 694	2, 559	1, 370	69. 0%
H24	5, 544	2, 571	1, 519	73. 8%

(文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況調査」各年 4/1 現在)

12 業務継続計画 (BCP) の策定

○ 北海道庁業務継続計画(H23.3 作成)

(北海道総務部危機対策局危機対策課調べ)

○ 市町村の業務継続計画

業務継続体制の整備状況	・全て、整っている	0
(179 市町村中)	・一部、整っている	134
	・整っていない	45
業務継続体制を定めている計画	• 業務継続計画	0
の名称(134 市町村中)	・ 地域防災計画や災害時対応マニュアル等	134

(北海道「地震発災時の業務継続体制及び業務継続計画の策定状況調査」H24.7)

○ 企業の事業継続計画策定状況

区分	全国		「日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震」地域			
	大企業	中堅企業	大企業	中堅企業		
H19	35. 3%	15. 8%	_	_		
H21	5 8. 4 %	27. 2%	72. 1%	※ 31.5%		
H23	72. 3%	35. 7%	71. 1%	28. 5%		

(内閣府「企業の事業継続の取組に関する実態調査」)

※はサンプル数が30以下のため参考値

■ 審議経過

回数	開催年月日	検討事項
第1回	H25. 6. 5	・条例改正のスケジュールと検討の進め方
		・国の動向(災害対策基本法、防災基本計画)
		・現行条例
		・他県条例との比較
		・今後の目指す姿や課題等
第2回	H25. 7. 8	・改正「防災対策基本条例」に盛り込むべき事項
		(ワークショップ形式による検討)
第3回	H25. 8. 1	・北海道防災対策基本条例改正の方向性(中間取りまとめ(案))
		・地域意見交換の実施
第 4 回	H25. 10. 18	・地域意見交換結果
		・北海道防災対策基本条例改正の方向性(最終報告書(案))

■ 地域意見交換の開催状況

開催月日	振興局	開催地(会議名称)
H25. 8. 9	上川	旭川市:上川合同庁舎(防災関係機関担当者会議)
H25. 8. 26	空知	岩見沢市:空知総合振興局(防災関係担当者等会議)
H25 8 29	後志	倶知安町:羊蹄山ろく消防組合本部
1123. 6. 29		(地域災害対策連絡協議会)
H25. 9. 18	オホーツク	網走市:オホーツク総合振興局
1125. 9. 10		(北海道防災対策基本条例改正に係る地域意見交換会)
H25. 9. 24	十勝	帯広市:十勝総合振興局(防災関係関係者会議)
H25. 9. 25	釧路	釧路市:釧路市消防本部(地域防災ミーティング)
H25. 9. 26	根室	根室市:根室振興局(防災・減災対策連携会議)
H25. 9. 26	胆振	室蘭市: むろらん広域センタービル
		(「北海道防災対策基本条例」改正に係る地域意見交換会)
H25. 9. 30	留萌	留萌市:留萌振興局(防災関係機関・関係者会議)
H25. 9. 30	日高	浦河町:日高振興局(地域防災ミーティング)
H25. 10. 1	檜山	江差町:檜山振興局(防災関係担当者等会議)
H25. 10. 2	渡島	函館市:渡島総合振興局(防災関係機関担当者会議)
H25. 10. 7	宗谷	稚内市:宗谷総合振興局
		(「北海道防災対策基本条例」改正に係る地域意見交換会)
H25. 10. 8	石狩	札幌市:北海道庁別館(雪害対策連絡協議会)

■北海道防災対策基本条例改正専門委員名簿

所	属	役	職	氏			名
北海道教育大学		教授		【座長】	_	貴	子
札幌学院大学		教授		河	西	邦	人
北海道大学		助教		定	池	祐	季
北海道開発局		防災課	<u> </u>	=	木	雅	之
札幌管区気象台		業務課	<u> </u>	立	原	秀	-
北海道		危機対策	策局長	福	井	宏	行
北海道市長会		事務局》	欠長	會	田	雅	樹
北海道町村会		副部長		熊	谷	裕	忐
日本放送協会札幌放送局		放送部副	副部長	田	中	直	宏
社会福祉法人北海道社会福	祉協議会	地域福祉	业部長	富	田		彰